ODA ボランティアの在り方

平成29年11月15日 内閣官房行政改革推進本部事務局

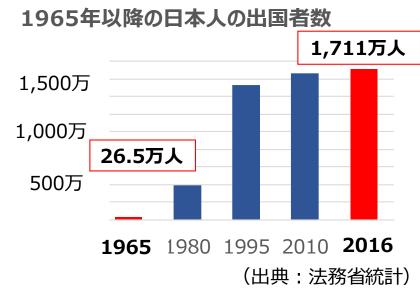
ボランティア事業:青年海外協力隊、シニア海外ボランティア等

政府開発援助(ODA)のうち技術協力の一つ。(独)国際協力機構(JICA)が中心となって実施。

《事業の目的》

- ① 開発途上国の経済・社会の発展、復興への寄与
- ② 異文化社会における相互理解の深化と共生
- ③ ボランティア経験の社会還元

	青年海外 協力隊			日系社会 シニア・ボ ランティア		
発足	1965年度	1990年度	1985年度	1990年度		
対象年齢	20~39歳 40~69歳 20~39		20~39歳	40~69歳		
累計	88ヶ国 43,009名	75ヶ国 6,193名	9ヶ国 1,388名	10ヶ国 512名		
派遣状況	1,954名	355名	93名	39名		
総事業費	120億円					
現地活動費						
ボランティア 支給手当	65(意円	4億円			



国際協力活動に取り組んでいる 日本のNGO数 400団体以上 (2016年12月時点) (2016年版 開発協力白書より)

- ※金額は2016年度実績。 総事業費には、このほか、派遣前研修や帰国後支援等のための費用を含む。
- ※派遣人数は2017年8月末日現在。

募集部門·職種

《部門一覧・主な職種》

計画行政	商業·観光	公共· 公益事業	人的資源	農林水産	保健・医療	社会福祉	エネルギー
・コミュニティ開発・コンピュータ技術・統計・行政サービス	・品質管理・マーケティング・観光	都市計画上水道測量土木電気通信	・PCインストラクター・青少年活動・環境教育・日本語教育・スポーツ全般	・稲作栽培・野菜栽培・土壌肥料・家畜飼育	-/3/	・ソーシャル ワーカー ・障がい児・者 支援	・電力 ・再生可能・ 省エネルギー

青年海外協力隊の新規派遣者数(2016年度)



279名(24.6%)

2017年度 秋 募集例

- ・<u>青少年活動(ウズベキスタン)</u> 小児病院の白血病患者に対し、 専属保育士とともに**折り紙・工作**等を 実施。
- ・環境教育(カメルーン) 幼稚園や小学校の教員と一緒に、 環境教育への意識向上のためのイベ ントを実施。交代派遣3代目として 4名のボランティアを要求。

同じ地域への同職種の複数派遣

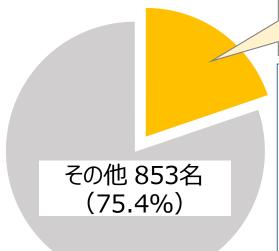
例:ベナン共和国 ドンガ県バシラ市(2016年度派遣実績)

配属先	部門	職種	資格等	
バシラ市役所	計画·行政	コミュニティ開発	不要	
ペネスル区役所	計画·行政	コミュニティ開発	不要	
ペネスル区役所	計画·行政	コミュニティ開発	不要	
ペネスル区役所	計画·行政	コミュニティ開発	不要	

目 的:地域住民主体で取り組める保健活動の導入

活動内容:区が管轄するそれぞれの村に住み込み、地域住民と

ともに、水くみやその他の共同作業に携わる。



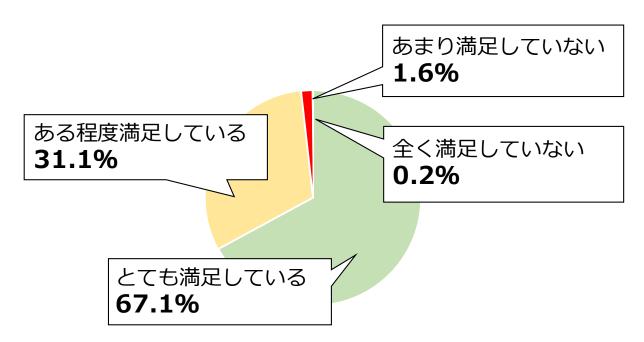
評価方法

- ① ボランティア自身の満足度を帰国時にヒアリング。
- ② ボランティア本人、派遣先、JICA事務所の3者アンケートによる評価。

(注) 平成28年度までは1のみ。 ②は今年度より開始。

① 派遣帰国者「満足度」ヒアリング結果(2014年度)

派遣人数:1131名(青年・シニア) 聴取人数:1127名(回収率 99.6%)



② 3者アンケートの概要

- i) ボランティアによる記入
 - ・目標達成に必要な要件
 - ・要件ごとの活動目標
 - ・実際の活動内容
 - ・活動の成果、残された課題や達成への指針
- ii) JICA、派遣先、ボランティア本人の3者で協議後に記入
 - ・計画した目標の達成度(4段階で評価)
 - → 評価が悪い場合は理由を記述

iii)派遣先による記入

- ・ボランティア活動を通した日本や日本人についての理解度 (4段階で評価)
 - → 評価が悪い場合は理由を記述

定量的な評価は 義務付けられていない。

主な派遣中の手当

・・・・青年・シニア共通

・・・シニアのみ

現地生活費

各地域の青年海外協力隊約20名の申告額ベースで算出。<u>シニアボランティアの額はその2倍。</u>

青年: 300~760 米ドル/月 シニア:600~1,510米ドル/月

国内手当

無職又は無給休職かつ65歳未満の者が対象。 支給額:5.5~8.5万円/月。

① 国民年金保険料等 ② 帰国時の入居費用等(青年) (内訳)

③ 帰国後に就職するまでの生活費等(雇用保険非受給の青年)

人件費補てん

有給休職する有職者が対象。

JICAが給与及び賞与の8割等を所属先に補てん。

補てん割合: 5割(昭和48年頃~) → 7割(同63年~) → 8割(平成12年~) 所属先が民間企業などの場合、所属先の一般管理費見合いとして、

別途、**給与・賞与補てん額の4割を補てん。**(昭和50年度~)

住居手当

国・地域毎に定められた上限額の範囲内で住居費を支給。

(上限額) 大都市圏 440~4,500米ドル/月 大都市圏外 200~2,800米ドル/月

※青年の住居は原則、相手国が用意。

合計

112%

家族手当

配偶者・18歳未満の子女の随伴が可能。 随伴人数にかかわらず、現地生活費の3分の2を支給。

(注)ボランティア活動そのものに必要な費用は、「現地活動費」として別途支給される。

※出典: JICA資料 4

給与及び賞与の

論点

- ・ ODA (政府開発援助) として、開発途上国の経済・社会の発展へ寄与しているか。
 - 成果を定量的に評価できているか。
 - 資格等が不要な各案件についても、定量的な成果は得られているのか。
- ボランティアの手当は適正な水準か。
 - 有給休職中のボランティアへの人件費補てん(給与及び賞与の8割)と 無給休職又は無職のボランティアへの国内手当の差
 - 青年海外協力隊(39才以下)とシニア海外ボランティア(40才以上)の手当の差

• NGO支援など他の方法もある中、JICAによるボランティアの派遣は効果的・効率的な方法となっているか。